(証券コード 4671)
令和４年６月１日

株　主　各　位

京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地３
株式会社 ファルコホールディングス
代表取締役社長　　安　　田　　忠　　史

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえて、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って、令和４年６月21日（火曜日）午後５時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　令和４年６月22日（水曜日）　午前10時

２．場　　所　　京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都　６階　会議室Ｃ
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

3．目的事項

報告事項　1．第35期（令和３年４月１日から令和４年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第35期（令和３年４月１日から令和４年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

以　上

〈株主様へのお願い〉

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.falco-hd.co.jp）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
・ご来場の株主様は、マスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。マスクをご着用いただけない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。
・本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をご一読いただきますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 本招集ご通知において添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.falco-hd.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表

② 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

2. 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.falco-hd.co.jp）に掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも、議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使には、以下の３つの方法がございます。



株主総会ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

令和４年６月22日（水曜日）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

令和４年６月21日（火曜日）午後５時到着



インターネット等による議決権行使

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和４年６月21日（火曜日）午後５時まで

◎ 当日ご出席の際は、開会時刻間際には会場受付が混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

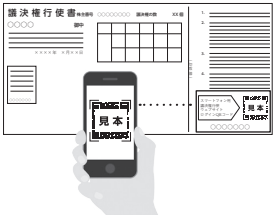

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**（ウェブ行使）

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

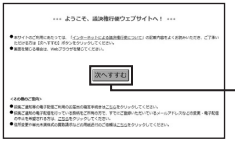

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

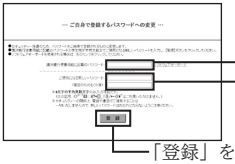

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120（652）031（受付時間　9：00～21：00）

その他のご照会は、右記のお問い合わせ先にお願いいたします。

・証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてお問い合わせください。
・証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行部
0120（782）031
（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

1．インターネット等による議決権行使の際のご注意について

⑴　議決権の行使期限は令和４年６月21日（火曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑵　書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑶　議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

⑷　パソコンやスマートフォン、携帯電話等のインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

⑴　パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

⑵　パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

⑶　議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り有効です。

3．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

　機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（令和３年４月１日から
令和４年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の拡大により、２度の緊急事態宣言が出されるなど、経済活動に厳しい制限を受けました。ワクチン接種が進み、経済活動が正常化に向かう中で持ち直しの動きも見られましたが、年度末にかけてウクライナ情勢の影響により景況感は悪化し、物価上昇の加速や金融資本市場の変動が懸念されるなど、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループは、COVID-19の拡大に大きな影響を受ける環境下にあります。感染拡大は、COVID-19関連検査の受託検査数の増加要因となる一方、医療機関を受診する患者数を減少させ、COVID-19関連検査以外の受託検査数及び調剤薬局の処方箋枚数の減少要因となります。このような事業環境のもと、COVID-19の急激な拡大期には、前年度に引き続き著しく増加した関連検査の需要に対応するため、グループの人的資源・検査能力をフル活用いたしました。

さらに、当社グループの持続可能性と持続可能な社会を両立させるサステナビリティ経営の一環として、ICTを活用した営業から集配、検査にわたる事業構造の改革を積極的に進め、収益力の強化を図りました。また、当社グループが今後も活力ある企業として継続するため、人財への投資を目的に人事制度の改定を実施いたしました。

こうした取り組みの結果、当連結会計年度におきましては、売上高は500億７百万円（前期比14.7％増）、営業利益は54億96百万円（前期比110.2％増）、経常利益は58億９百万円（前期比103.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は35億33百万円（前期比90.6％増）となり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも過去最高益を更新いたしました。なお、営業利益及び経常利益につきましては、２期連続の最高益更新となります。

事業別の状況は、次のとおりであります。

① 臨床検査事業

受託臨床検査市場は、市場の成熟化を受け、同業他社間の競争がより一層強まっております。当連結会計年度の臨床検査事業は、デルタ株が猛威を振るった令和３年７月から９月までにかけてCOVID-19関連検査の受託検査数が大幅に増加いたしました。10月からは関連検査の受託検査数は次第に落ち着きを見せましたが、令和４年１月に入るとオミクロン株が猛威を振るい、２月中旬にかけて更に著しく増加いたしました。

一方で、COVID-19関連検査以外の検査につきましては、引き続き大都市圏を重点地域とした新規顧客の獲得に努め、受託検査数は回復基調にありましたが、感染拡大前の水準には至りませんでした。

体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」（※1）は適応拡大を進め、順調に販売を伸ばしました。クラウド型電子カルテ「HAYATE／NEO」は、COVID-19拡大の影響を受けましたが、販売強化に努め、販売件数は前年度を上回りました。また、診療所向けクラウド型サービス「レセスタ」（※2）は順調に立ち上がり、契約件数を伸ばしました。

さらには、タブレット端末の活用、臨床検査の依頼及び報告のICT化等による営業から集配、検査にわたる事業構造の抜本的な改革を引き続き進めてまいりました。

このような事業展開の結果、臨床検査事業の売上高は336億70百万円（前期比23.8％増）、営業利益は48億94百万円（前期比148.0％増）となりました。

（※1）キイトルーダ®（一般名：ペムブロリズマブ）の固形がん患者への適応判定、オプジーボ®（一般名：ニボルマブ）の結腸・直腸がん患者への適応判定、切除可能大腸がんにおける術後補助化学療法の選択及び大腸がんにおけるリンチ症候群の診断の補助に用いる体外診断用医薬品の名称です。平成30年に世界で初めてのがん種横断的なコンパニオン診断薬として薬事承認を取得いたしました。令和３年８月には「治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌」に対するキイトルーダ®の適応判定補助に新たに保険適用される等、次世代がんゲノム医療の進展に寄与すべく販売強化に取り組んでおります。

（※2）レセプト情報を基にした適正な診療・医事業務支援サービス。

② 調剤薬局事業

調剤薬局市場は、厚生労働省による「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、患者本位の医薬分業の実現に向けて機能の充実が求められつつ、調剤報酬及び薬価の改定による影響を受けております。

当社グループでは、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる役割や機能を果たすとともに、高齢者施設及び在宅を中心とした地域医療との連携を進め、既存店舗の処方箋応需の拡大に取り組みました。当連結会計年度におきましては、３店舗を開局、１店舗をフランチャイズ化し、調剤薬局等店舗総数は109店舗（フランチャイズ店７店舗含む）となりました。

これらの取り組みにより、当連結会計年度における処方箋応需枚数は、COVID-19の拡大以降医療機関を受診する患者数の減少による影響があったものの、前年度を上回る水準となりました。一方、処方箋単価につきましては、薬価改定の影響を受け、下落いたしました。コスト面については、調剤原価等の削減に努め、堅実で効率的な店舗運営を進めてまいりました。

このような事業展開の結果、調剤薬局事業の売上高は163億53百万円（前期比0.4％減）、営業利益は10億５百万円（前期比3.7％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、25億円５百万円であります。その主なものは、本店社屋、臨床検査事業にかかる不動産、検査機器、システム関連機器及びソフトウェア並びに調剤薬局事業の店舗設備及び調剤機器であります。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、令和４年３月期から令和６年３月期までの３ヶ年を対象とした中期経営計画を策定しております。中期経営計画１年目である当連結会計年度の進捗状況は、COVID-19の拡大の影響を大きく受けました。調剤薬局事業におきましては処方箋応需枚数が計画をやや下回りましたが、臨床検査事業におきましてはCOVID-19関連検査の受託検査数が計画を大幅に上回りました。その結果、連結売上高、連結営業利益とも、計画を上回りました。新事業（体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO)」、クラウド型電子カルテ「HAYATE／NEO」、診療所向けクラウド型サービス「レセスタ」の合計）の売上高につきましては、概ね計画どおり推移いたしました。

今後、COVID-19の短期間での感染収束は困難であると見られますが、ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により、COVID-19関連検査による売上高は低減していくものと考えられます。また、少子高齢化が進み、医療保険財政は厳しさを増し、診療報酬や薬価の改定は従来以上に厳しくなることが予想されます。特に、臨床検査事業におきましては、同業他社間の競争が更に激化するものと思われます。加えて、ウクライナ情勢の影響などに伴う物価の高騰への警戒感が高まっています。このような非常に厳しい事業環境の下、以下の施策に取り組み、中期経営計画の達成を目指してまいります。

① COVID-19拡大の抑制への貢献

変異株等による感染拡大に備え、引き続き当社グループの人的資源、検査能力を最大限活用し、COVID-19関連検査を通じてわが国における感染拡大の抑制に貢献してまいります。

② ICTの活用による生産性向上と競争力強化

臨床検査事業におきましては、ICTを活用し、営業から集配、検査にわたる事業構造の抜本的な改革を更に進め、生産性を向上させてまいります。

調剤薬局事業におきましては、ICTを活用し、調剤業務の更なる効率化とかかりつけ薬局としての機能を強化してまいります。

両事業とも、ICTを活用し、医療情報を核とした事業展開を加速させることにより、競争力の強化を図ってまいります。

③ 新たな収益の柱の確立

臨床検査事業、調剤薬局事業に次ぐ新たな収益の柱の確立を目指してまいります。

・体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の市場浸透を図るとともに更なる適応拡大を進め、がん分野での遺伝子に基づく個別化医療の進展に貢献してまいります。

・クラウド型電子カルテ「HAYATE／NEO」の販売強化及び診療所向けクラウド型サービス「レセスタ」の積極拡大により、医療機関の運営支援を強化してまいります。

上記に加え、サステナビリティを重要な経営課題と認識し、以下の施策により、持続可能な企業であり続けるとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

④ サステナビリティ経営の推進

太陽光発電、EVなどエネルギー源シフトへの投資を拡大する一方、ICTを活用した事業構造の改革により、エネルギー、資材等の使用量削減を推進してまいります。また、地域に深く根付いた経営を目指して、地域社会への貢献に取り組んでまいります。

⑤ 人財育成

当社グループの中長期的な企業価値の向上のためには、絶え間なくイノベーションを創造し続けることが求められます。そのため、イノベーションを創造し、推進できる人財を育成してまいります。

⑸ 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第32期 平成31年3月期	第33期 令和2年3月期	第34期 令和3年3月期	第35期 (当連結会計年度) 令和4年3月期
売上高(百万円)	44,156	43,185	43,608	50,007
経常利益(百万円)	1,632	941	2,853	5,809
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	653	1,243	1,853	3,533
1株当たり当期純利益(円)	59.80	116.87	178.61	339.00
総資産(百万円)	32,124	31,957	37,069	40,256
純資産(百万円)	19,014	18,893	20,485	23,478
1株当たり純資産額(円)	1,725.03	1,776.01	1,966.43	2,237.14

(注) 1．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第32期 平成31年3月期	第33期 令和2年3月期	第34期 令和3年3月期	第35期 (当事業年度) 令和4年3月期
営業収益(売上高)(百万円)	4,123	2,423	1,909	3,821
経常利益(百万円)	3,094	1,227	806	2,803
当期純利益(百万円)	3,076	1,256	1,002	2,648
1株当たり当期純利益(円)	281.59	118.11	96.55	254.07
総資産(百万円)	21,555	20,652	24,239	24,297
純資産(百万円)	17,361	17,253	17,994	20,102
1株当たり純資産額(円)	1,574.26	1,621.07	1,726.33	1,914.28

(注) 1．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑹ **重要な子会社の状況**（令和４年３月31日現在）

会社名	資本金（単位：百万円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
㈱ファルコバイオシステムズ	98	100	臨床検体検査受託業務 医療情報システムの開発・販売業務 体外診断用医薬品等の製造・販売業務
㈱アテスト	50	100	体外診断用医薬品等の販売業務
㈱ファルコファーマシーズ	45	100	処方箋調剤業務
チューリップ調剤㈱	453	100	処方箋調剤業務
㈱ファルコビジネスサポート	5	100	管理業務の受託

⑺ **主要な事業内容**（令和４年３月31日現在）

当社グループは、臨床検査事業及び調剤薬局事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① 臨床検査事業
臨床検体検査の受託業務
電子カルテ等の医療情報システムの開発・販売業務
体外診断用医薬品等の製造・販売業務

② 調剤薬局事業
処方箋調剤業務を行う調剤薬局の経営

⑻ **主要な事業所**（令和４年３月31日現在）

会社名	所在地	
㈱ファルコホールディングス	本店	京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地
	大阪本部	大阪市中央区内平野町１丁目３番７号
㈱ファルコバイオシステムズ	本社	京都府久世郡久御山町田井西荒見17番地１
㈱アテスト	本社	京都府宇治市槇島町落合121番地の２
㈱ファルコファーマシーズ	本社	京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地
チューリップ調剤㈱	本社	富山市新桜町２番21号ＭＫＤ.９富山ビル
㈱ファルコビジネスサポート	本社	大阪市中央区内平野町１丁目３番７号

（注）1．株式会社ファルコホールディングスは、令和４年４月１日付で、本店を京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地３に移転いたしました。
2．株式会社ファルコバイオシステムズは、令和４年４月１日付で、本社を京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地３に移転いたしました。
3．株式会社ファルコファーマシーズは、令和４年４月１日付で、本社を京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地３に移転いたしました。

⑼ 従業員の状況（令和４年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
臨床検査事業	762 (1,215)名	20名減（ 91名増）
調剤薬局事業	393 (177)名	1名減（ 8名減）
全社（共通）	24 (1)名	―（ 2名減）
合計	1,179 (1,393)名	21名減（ 81名増）

（注）1．従業員数は、就業人員であります。
2．従業員数欄の（外数）は、定時社員、契約社員及び嘱託社員の当連結会計年度平均雇用人員であります。
3．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3（1）名	1名増（1名減）	51.3歳	30.2年

（注）1．従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。
2．従業員数欄の（外数）は、嘱託社員の当事業年度平均雇用人員であります。

⑽ 主要な借入先の状況（令和４年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社京都銀行	2,061
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	512

（注）株式会社京都銀行からの借入額には、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定されたファルコホールディングス従業員持株会専用信託が、当社株式を取得するための原資として行った当社保証による借入額を含んでおります。

2．会社の株式に関する事項（令和４年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数 40,000,000株

⑵ 発行済株式の総数 11,280,177株

⑶ 株主数 7,744名

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,101,100株	10.5%
株式会社京都銀行	521,600株	5.0%
ファルコホールディングス従業員持株会	474,804株	4.5%
光通信株式会社	367,900株	3.5%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	315,900株	3.0%
株式会社ビー・エム・エル	314,800株	3.0%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	295,900株	2.8%
株式会社ホルスクリエーションズアカザワ	252,000株	2.4%
大阪中小企業投資育成株式会社	208,000株	2.0%
赤澤寛治	168,190株	1.6%

（注）持株比率は自己株式（757,941株）を控除して計算しております。

⑸ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	16,000株	７名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告20ページ「４．⑵取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑹ その他株式に関する重要な事項

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、平成29年９月より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

なお、本プランの導入のために設定されたファルコホールディングス従業員持株会専用信託が、当事業年度末において所有する当社株式数は、64,200株であります。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称（発行決議日）	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	行使の条件
第１回新株予約権（平成29年２月10日）	112個	普通株式 11,200株	平成29年２月28日から 令和19年２月27日まで	１株当たり １円	（注）２．
第２回新株予約権（平成29年９月26日）	303個	普通株式 30,300株	平成29年10月12日から 令和19年10月11日まで	１株当たり １円	（注）３．
第３回新株予約権（平成30年８月７日）	207個	普通株式 20,700株	平成30年８月23日から 令和20年８月22日まで	１株当たり １円	（注）４．

（注）１．上記の新株予約権は、当社の子会社の取締役（非常勤取締役及び使用人兼務取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として発行したものであります。子会社の取締役には、当社役員を兼務する者が含まれております。

２．第１回新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記の行使期間内において、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

３．第２回新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

４．第３回新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度の末日において当社役員が有している新株予約権等の状況

名称	区分	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第１回新株予約権	取締役（監査等委員を除く）	66個（6,600株）	３名
	取締役（監査等委員）	17個（1,700株）	１名
第２回新株予約権	取締役（監査等委員を除く）	182個（18,200株）	３名
	取締役（監査等委員）	47個（4,700株）	１名
第３回新株予約権	取締役（監査等委員を除く）	158個（15,800株）	５名
	取締役（監査等委員）	32個（3,200株）	１名

（注）社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

4．会社役員に関する事項

(1) **取締役の氏名等**（令和４年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安田　忠史	株式会社ファルコビジネスサポート 代表取締役会長
代表取締役専務	松原　宣正	社長補佐 管理室長 臨床事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役会長 チューリップ調剤株式会社 代表取締役会長 株式会社ファルコビジネスサポート 代表取締役社長
取締役	大西　規和	総合企画室長 株式会社ファルコビジネスサポート　取締役
取締役	河田　與一	臨床事業室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役臨床検査本部長
取締役	郷田　哲夫	開発室長 臨床事業室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役臨床営業本部長
取締役	福井　崇史	臨床事業室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役バイオメディカル事業部長
取締役	村上　恭子	ファーマ事業室長 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役社長
取締役	永島　惠津子	公認会計士永島会計事務所 代表　公認会計士 ブルドックソース株式会社 社外取締役（監査等委員） 住友ベークライト株式会社　社外取締役
取締役	内藤　欣也	内藤法律事務所　代表　弁護士 上新電機株式会社　社外取締役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（常勤監査等委員）	江口　宏志	
取締役（監査等委員）	勝山　武彦	税理士堀三芳事務所　公認会計士 枚方市代表監査委員
取締役（監査等委員）	高坂　佳郁子	弁護士法人色川法律事務所 パートナー　弁護士 日本山村硝子株式会社 社外取締役（監査等委員） 東洋炭素株式会社　社外取締役 アジア太平洋トレードセンター株式会社 社外監査役

（注）1．取締役永島惠津子氏及び取締役内藤欣也氏並びに取締役（監査等委員）勝山武彦氏及び取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、社外取締役であります。
2．取締役（監査等委員）勝山武彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために江口宏志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4．令和３年６月22日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって、取締役勝山武彦氏及び監査役永島惠津子氏は、任期満了により退任いたしました。
5．令和３年６月22日開催の第34回定時株主総会において、福井崇史氏、村上恭子氏及び永島惠津子氏が取締役に、また、江口宏志氏、勝山武彦氏及び高坂佳郁子氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

6．当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
安田忠史	代表取締役社長 経営企画室長	代表取締役社長	令和3年6月22日
	株式会社ファルコ ビジネスサポート 取締役会長	株式会社ファルコ ビジネスサポート 代表取締役会長	令和3年6月16日
松原宣正	代表取締役専務 臨床事業室長 ファーマ事業室長	代表取締役専務 社長補佐 管理室長 臨床事業室長	令和3年6月22日
	株式会社ファルコ ファーマシーズ 代表取締役社長	株式会社ファルコ ファーマシーズ 代表取締役会長	令和3年6月16日
	チューリップ調剤株式会社 代表取締役社長	チューリップ調剤株式会社 代表取締役会長	令和3年6月16日
	株式会社ファルコ ビジネスサポート 取締役	株式会社ファルコ ビジネスサポート 代表取締役社長	令和3年6月16日
大西規和	取締役 管理室長 経営企画室副室長	取締役 総合企画室長	令和3年6月22日
	株式会社ファルコ ビジネスサポート 代表取締役社長	株式会社ファルコ ビジネスサポート 取締役	令和3年6月16日
河田與一	取締役 臨床事業室副室長 経営企画室副室長	取締役 臨床事業室副室長	令和3年6月22日
	株式会社ファルコ バイオシステムズ 取締役 臨床検査本部長	株式会社ファルコ バイオシステムズ 常務取締役 臨床検査本部長	令和3年6月16日

氏　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
郷　田　哲　夫	取締役 臨床事業室副室長 経営企画室副室長	取締役 開発室長 臨床事業室副室長	令和3年6月22日
	株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役 臨床営業本部長	株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役 臨床営業本部長	令和3年6月16日
永　島　惠津子	住友ベークライト株式会社 社外監査役	住友ベークライト株式会社 社外取締役	令和3年6月24日
内　藤　欣　也	大阪府人事監察委員会委員	―	令和４年３月24日
高　坂　佳郁子	東洋炭素株式会社 社外監査役	東洋炭素株式会社 社外取締役	令和4年3月29日

7．当社は、取締役永島惠津子氏及び取締役内藤欣也氏並びに取締役（監査等委員）勝山武彦氏及び取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和３年２月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、令和３年５月25日開催の取締役会において、当該決定方針を改定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役による関与・助言の機会が適切に確保されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

改定後の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです。

１）基本報酬に関する方針

役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献を基本とし、他社水準、従業員給与の水準をも考慮し、個人別基本報酬月額を決定する。

報酬額決定のために、上記要素を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、独立社外取締役の意見を聴取した上で、取締役会にて決定する。

２）非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的とすると同時に、株主との利益意識の共有を一層促すことを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。

報酬額決定のために、役位、職責、在任年数、業績貢献を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、独立社外取締役の意見を聴取した上で、取締役会にて決定する。

３）報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役：報酬等の種類別割合は、役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献に応じて決定される。

非業務執行取締役：独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、基本報酬のみとする。

４）報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬：月例固定払いとする。

株式報酬：事前交付型（任期開始時に交付）とする。

５）報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとする。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の額とする。

委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の意見を聴取した上で取締役会において決定された算定基準に基づき、個人別の報酬額を決定するとともに決定結果を独立社外取締役に報告する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	195 (12)	169 (12)	－ (－)	26 (－)	10 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (9)	19 (9)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	6 (2)	6 (2)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	221 (24)	194 (24)	－ (－)	26 (－)	16 (7)

（注）1．上表には、令和３年６月22日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役１名及び社外監査役１名を含んでおります。
なお、当社は令和３年６月22日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2．上表以外に、当事業年度において役員を兼務する当社子会社から、役員として受けた報酬等があります。
3．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「２.⑸当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4．監査等委員会設置会社移行前の取締役の賞与も含めた報酬等の額は、平成22年６月22日開催の第23回定時株主総会において、年額４億円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役の員数は７名です。
また、上記の報酬等の額の枠内で、令和２年６月23日開催の第33回定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の額として年額１億円以内、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は５名です。
5．監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の賞与も含めた報酬等の額は、令和３年６月22日開催の第34回定時株主総会において、年額４億円以内（うち、社外取締役分は年額40百万円以内。但し、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は９名（うち、社外取締役２名）です。
また、上記の報酬等の額の枠内で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の額として年額１億円以内、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は７名です。
6．監査等委員の賞与も含めた報酬等の額は、令和３年６月22日開催の第34回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の監査等委員の員数は３名です。
7．監査等委員会設置会社移行前の監査役の賞与も含めた報酬等の額は、平成22年６月22日開催の第23回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の監査役の員数は４名です。
8．取締役会は、代表取締役社長安田忠史氏及び代表取締役専務松原宣正氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の株式報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の意見を聴取した上で取締役会にて決定した算定基準をもとに内容を決定し、決定結果を独立社外取締役に報告しております。

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、取締役永島惠津子氏及び取締役内藤欣也氏並びに取締役（監査等委員）勝山武彦氏及び取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である５百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

⑷ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用が塡補されることとなります。

但し、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。

⑸ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況については、「⑴取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	永島 恵津子	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業会計について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督しております。
社外取締役	内藤 欣也	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業法務について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督しております。
社外取締役（監査等委員）	勝山 武彦	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、また、令和３年６月22日就任以降、当事業年度に開催された監査等委員会11回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業会計について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督しております。
社外取締役（監査等委員）	高坂 佳郁子	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、また、監査役会３回、監査等委員会11回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業法務について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督しております。

５．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

ＰｗＣ京都監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
37百万円

②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
37百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度を含む会計監査人の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

⑶　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定するほか、会計監査人の独立性及びその職務の遂行状況に鑑み、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定する方針であります。

6．会社の体制及び方針

会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、令和３年６月22日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。それに伴い、令和３年６月22日開催の取締役会において「内部統制基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１）当社は、ファルコホールディングスグループで働くすべての取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、企業市民として社会に共感を得られる行動をとるため、「コンプライアンス規程」及び「ファルコ行動憲章」を制定するとともに、その周知徹底を行う。

２）コンプライアンスの重要な問題を審議するとともに、ファルコホールディングスグループ全社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの遵守・徹底を推進し、コンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括するため、リスク管理委員会を設置する。

３）財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

４）「ファルコ行動憲章」の違反またはその恐れのある事実、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用し、コンプライアンスに係る問題の早期発見を図る。

５）反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み一切の関係をもたないことを「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に定めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力からの不当要求に対処するための社内体制を整備する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。また、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１）「総合リスク管理規程」に基づき、ファルコホールディングスグループ全体のリスクを組織横断的・統括的に管理するリスク管理体制を整備・強化するため、リスク管理委員会を設置する。

２）リスク管理委員会は、各部門担当取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務及び各事業会社に係るリスク管理状況の把握及びリスク対策状況の検証を行い、必要に応じて支援・提言を行うとともに、定期的に取締役会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１）取締役会は、グループ戦略や資本政策を決定するとともに、グループ中期経営戦略、年度予算等を決議し、定期的に進捗状況の把握及び是正を行う。

２）当社及び各事業会社の職務執行上の重要事項を報告、審議するため、必要に応じて代表取締役の諮問機関を設置する。

３）各組織・役職等の役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行う。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を事業会社に示すとともに、「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項及び当社へ報告する事項を定め、この規程に基づき事業会社の経営管理を行う。

2）内部監査部門は、コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査を含め、当社及び各事業会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、当該部署及び事業会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導、助言を行う。

3）当社及び各事業会社における内部統制報告制度の整備・運営を適正に図るため、当社に事務局を設置して、当社及び各事業会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等を効果的・効率的に行う。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて、会社使用人の中から補助使用人として監査補助の任に当たらせる。

⑦　監査等委員会の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前記の補助使用人が兼任で監査等委員会の補助職務を担う場合、補助使用人は監査等委員会の補助職務に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。また、補助使用人の人事異動（異動先を含む）、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の事前同意を得た上で行う。

⑧　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

1）当社及び各事業会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、①当社及び各事業会社に重大な影響もしくは損害を及ぼすおそれのある事項、②毎月の経営状況として重要な事項、③重大な法令・定款違反、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤コンプライアンスに係る問題の相談・通報窓口への通報状況とその内容、⑥コンプライアンス上重要な事項、⑦重要な訴訟・係争に関する事項を速やかに報告する。

2）監査等委員会への報告を行った当社及び各事業会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

⑨　監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）当社及び各事業会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会の定期的な意見交換会を設ける。監査等委員会は独自に顧問弁護士を委嘱し、特に専門性の高い法務・会計事項についてはより高い専門性を有する専門家に相談できる機会を保障する。

2）当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年度一定額の予算を設けるものとする。

⑵ 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

定時取締役会を毎月１回、臨時取締役会を必要に応じてそれぞれ開催しております。

当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、経営に関する重要な事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員より定期的に報告を受けることで、職務及び業務の執行状況、経営情報の共有等を行いました。

② コンプライアンスについて

「コンプライアンス規程」、「ファルコ行動憲章」を制定し、コンプライアンス体制を構築するとともに、コンプライアンスに係る問題を早期に発見するため、外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用しております。

③ リスクマネジメントについて

「総合リスク管理規程」を制定し、リスクを分類するとともに、組織・管理体制等について定めております。また、リスク管理委員会を設置し、リスクを組織横断的に管理する体制を整えており、同委員会に報告された事項については定期的に取締役会に報告しております。

④ 監査等委員会が選定する監査等委員の職務遂行について

監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、監査等委員会で定めた監査方針・監査計画等に基づき、グループ会社等への往査やリモート監査等を実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。さらに、定期的に、取締役（社外取締役含む）、会計監査人、内部監査部門と情報交換・共有及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

当事業年度におきましては、監査等委員会を11回開催いたしました。

⑤ グループ管理体制について

「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項、報告する事項を定め、事業会社の管理・監督体制を構築しております。

（注） なお、令和３年６月22日付で監査等委員会設置会社へ移行する前の「監査役の職務遂行について」は次のとおりであります。

監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席しております。また、取締役（社外取締役を含む）、内部監査部門、外部専門家等と連携を図り、情報収集及び情報の共有化等に努めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、取締役の職務執行を監視しております。

当事業年度におきましては、監査役会を３回開催いたしました。

（注）本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。比率その他の数字は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（令和４年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**22,668**	**流動負債**	**11,389**
現金及び預金	10,643	支払手形及び買掛金	5,384
受取手形及び売掛金	7,870	短期借入金	300
商品及び製品	1,020	1年内返済予定の長期借入金	715
仕掛品	70	リース債務	262
原材料及び貯蔵品	760	未払金	1,037
その他	2,304	未払法人税等	1,725
貸倒引当金	△1	賞与引当金	610
固定資産	**17,588**	その他	1,352
有形固定資産	**10,658**	**固定負債**	**5,389**
建物及び構築物	4,114	長期借入金	2,340
工具器具備品	719	リース債務	451
土地	4,589	繰延税金負債	209
リース資産	607	退職給付に係る負債	1,919
建設仮勘定	616	資産除去債務	133
その他	10	その他	334
無形固定資産	**495**	**負債合計**	**16,778**
のれん	28	**純資産の部**	
ソフトウェア	466	**株主資本**	**22,895**
その他	0	資本金	3,371
投資その他の資産	**6,434**	資本剰余金	3,387
投資有価証券	3,801	利益剰余金	17,479
繰延税金資産	1,258	自己株式	△1,343
その他	1,382	**その他の包括利益累計額**	**500**
貸倒引当金	△8	その他有価証券評価差額金	500
		新株予約権	**82**
資産合計	**40,256**	**純資産合計**	**23,478**
		負債及び純資産合計	**40,256**

連結損益計算書

（令和３年４月１日から
令和４年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		50,007
売上原価		32,683
売上総利益		**17,323**
販売費及び一般管理費		11,827
営業利益		**5,496**
営業外収益		
受取利息及び配当金	127	
貸倒引当金戻入額	6	
補助金収入	137	
その他	79	351
営業外費用		
支払利息	27	
支払手数料	5	
投資運用損	1	
その他	3	38
経常利益		**5,809**
特別利益		
投資有価証券売却益	55	
事業譲渡益	15	70
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	51	
減損損失	173	
退職給付費用	84	
その他	1	312
税金等調整前当期純利益		**5,567**
法人税、住民税及び事業税	2,245	
法人税等調整額	△211	2,034
当期純利益		**3,533**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,533**

貸借対照表

（令和４年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,127**	**流動負債**	**1,513**
現金及び預金	8,176	短期借入金	290
関係会社短期貸付金	67	関係会社短期借入金	212
未収入金	174	1年内返済予定の長期借入金	715
未収還付法人税等	646	未払金	122
その他	62	未払法人税等	23
固定資産	**15,169**	賞与引当金	4
有形固定資産	**8,130**	その他	144
建物及び構築物	3,269	**固定負債**	**2,682**
土地	4,189	長期借入金	2,340
その他	671	繰延税金負債	209
無形固定資産	**70**	退職給付引当金	9
ソフトウェア	70	資産除去債務	96
その他	0	その他	27
投資その他の資産	**6,969**	**負債合計**	**4,195**
投資有価証券	3,801	**純資産の部**	
関係会社株式	2,723	**株主資本**	**19,518**
その他	447	**資本金**	**3,371**
貸倒引当金	△3	**資本剰余金**	**3,288**
資産合計	**24,297**	資本準備金	3,208
		その他資本剰余金	79
		利益剰余金	**14,202**
		利益準備金	103
		その他利益剰余金	14,098
		配当平均積立金	3,000
		別途積立金	3,500
		繰越利益剰余金	7,598
		自己株式	**△1,343**
		評価・換算差額等	**500**
		その他有価証券評価差額金	500
		新株予約権	**82**
		純資産合計	**20,102**
		負債及び純資産合計	**24,297**

損 益 計 算 書

（令和３年４月１日から
令和４年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		3,821
営業費用		1,134
営業利益		**2,686**
営業外収益		
受取利息及び配当金	127	
その他	13	141
営業外費用		
支払利息	15	
支払手数料	5	
投資運用損	1	
その他	1	23
経常利益		**2,803**
特別利益		
投資有価証券売却益	55	55
特別損失		
投資有価証評価損	51	
減損損失	157	209
税引前当期純利益		**2,650**
法人税、住民税及び事業税	2	
法人税等調整額	△0	1
当期純利益		**2,648**

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書　謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和４年５月12日

株式会社ファルコホールディングス
　取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人

京都事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　松　永　幸　廣　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　浦　上　卓　也　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの令和３年４月１日から令和４年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和４年５月12日

株式会社ファルコホールディングス
　取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人

京都事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松　永　幸　廣　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　浦　上　卓　也　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの令和３年４月１日から令和４年３月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、監査等委員会設置会社に移行する前の令和３年４月１日から令和３年６月22日（定時株主総会終結時）までの監査については、当時の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、テレビ会議システムも活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が子会社の監査役を兼務し取締役会等に出席するとともに、社外監査等委員と連携した監査活動を実施しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）に関する報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和４年５月13日

株式会社ファルコホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　江　口　宏　志　㊞

監　査　等　委　員　勝　山　武　彦　㊞

監　査　等　委　員　高　坂　佳郁子　㊞

（注）監査等委員 勝山武彦及び高坂佳郁子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、連結業績に連動しつつ、安定的に配当するという考えのもと、自己株式の取得その他還元策を含めた連結純資産総還元率を尺度として利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の収益状況は、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高益を達成いたしました。

また、当社は本年７月をもちまして創業60周年を迎えます。株主の皆様をはじめとする関係各位の日頃のご支援に御礼申しあげます。

これらの状況を踏まえ、当事業年度の期末配当金につきましては、１株当たり普通配当28円に創業記念として８円の記念配当を加え、合計１株につき36円とさせていただきたいと存じます。これにより、先に実施しました中間配当金（１株につき28円）と合わせまして、当事業年度の年間配当金は１株につき64円となり、10期連続の増配となります。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金36円（普通配当28円、創業60周年記念配当８円）といたします。
　　なお、この場合の配当総額は、378,800,496円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　令和４年６月23日といたします。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴　「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が令和４年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

①　株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

②　株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

③　株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④　上記の新設及び削除される規定の効力発生日等に関する附則第２条を設けるものであります。なお、本附則第２条は期日経過後にこれを削除するものといたします。

⑵　平成27年９月30日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）において、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となったことに伴い、現行定款第２条（目的）の一部を変更するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること並びに次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　（現行どおり）
(1)～(38)（条文省略）	(1)～(38)（現行どおり）
(39)労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業	(39)労働者派遣事業
(40)労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業	（削　除）
(41)～(52)（条文省略）	(40)～(51)（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
附　則	附　則 （電子提供措置等新設の効力発生日及び同新設に伴う経過措置等） 第２条　変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、令和４年９月１日から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、令和５年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 ３．本条の規定は、令和４年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
（新　設）	

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	安田忠史 (昭和33年８月９日生)	平成７年２月　株式会社ファルコバイオシステムズ（現当社）入社 平成17年12月　当社常務取締役経営企画本部長（兼）事業開発本部長 平成20年１月　当社専務取締役企画管理本部長 平成22年３月　当社専務取締役戦略業務室長（兼）ファーマ事業室長 平成27年６月　当社取締役副社長（兼）戦略業務室長 平成29年６月　当社代表取締役社長（兼）戦略業務室長 平成31年４月　当社代表取締役社長（兼）経営企画室長 令和３年６月　当社代表取締役社長（現任） 株式会社ファルコビジネスサポート代表取締役会長（現任）	30,200株
	取締役候補者とした理由	安田忠史氏は、当社入社以来、経理・経営企画部門を担当し、平成29年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップと決断力をもって、当社グループ全体の経営の指揮を執っております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	松原 宣正 (昭和34年２月19日生)	平成元年４月　株式会社関西医学検査センター（現当社）入社 平成27年６月　当社取締役ファーマ事業室長 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役社長 平成29年６月　当社常務取締役ファーマ事業室長（兼）事業開発室長（兼）臨床事業室副室長 平成30年６月　当社常務取締役ファーマ事業室長 チューリップ調剤株式会社 代表取締役社長 平成31年４月　当社代表取締役専務（兼）ファーマ事業室長 令和元年５月　当社代表取締役専務（兼）臨床事業室長（兼）ファーマ事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長（現任） 令和３年６月　当社代表取締役専務（兼）社長補佐（兼）管理室長（兼）臨床事業室長（現任） 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役会長（現任） チューリップ調剤株式会社 代表取締役会長（現任） 株式会社ファルコビジネスサポート 代表取締役社長（現任）	16,500株
	取締役候補者とした理由	松原宣正氏は、当社入社以来、臨床営業部門、管理部門及び調剤薬局部門を経験し、令和３年６月からは代表取締役専務（兼）社長補佐（兼）管理室長（兼）臨床事業室長としてグループ全体を統括して、当社グループの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	河田與一（かわた よいち） (昭和37年３月30日生)	平成４年11月　株式会社ファルコバイオシステムズ（現当社）入社 平成29年７月　株式会社ファルコバイオシステムズ執行役員臨床検査部長 平成30年６月　当社取締役臨床事業室副室長（兼）事業開発室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ取締役臨床検査本部長 平成31年４月　当社取締役臨床事業室副室長（兼）経営企画室副室長 令和３年６月　当社取締役臨床事業室副室長（現任） 株式会社ファルコバイオシステムズ常務取締役臨床検査本部長（現任）	6,230株
	取締役候補者とした理由	河田與一氏は、当社入社以来、臨床検査に従事し、平成30年６月から取締役臨床事業室副室長、令和３年６月からは株式会社ファルコバイオシステムズ常務取締役臨床検査本部長として、臨床検査事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	大西規和（おおにしのりかず） (昭和41年8月20日生)	平成24年１月　株式会社ファルコビジネスサポート入社 平成27年７月　株式会社ファルコビジネスサポート執行役員人事部長 平成28年７月　株式会社ファルコビジネスサポート常務執行役員人事部長 平成29年６月　株式会社ファルコビジネスサポート取締役人事部長 平成29年７月　当社執行役員管理室副室長 平成30年６月　当社取締役管理室長（兼）事業開発室長 株式会社ファルコビジネスサポート代表取締役社長 平成31年４月　当社取締役管理室長（兼）経営企画室副室長 令和３年６月　当社取締役総合企画室長（現任） 株式会社ファルコビジネスサポート取締役（現任）	5,700株
	取締役候補者とした理由	大西規和氏は、株式会社ファルコビジネスサポート入社以来、管理部門を担当し、令和３年６月からは当社総合企画室長としてマネジメント及び経営企画等に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	郷田哲夫 (昭和41年２月26日生)	平成28年４月　株式会社ファルコバイオシステムズ入社 平成29年７月　株式会社ファルコバイオシステムズ執行役員臨床営業部長 平成30年７月　株式会社ファルコバイオシステムズ常務執行役員臨床営業本部長 平成30年10月　当社臨床事業室（兼）事業開発室副室長（理事） 令和元年６月　当社取締役臨床事業室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ取締役臨床営業本部長 令和２年７月　当社取締役臨床事業室副室長（兼）経営企画室副室長 令和３年６月　当社取締役開発室長（兼）臨床事業室副室長（現任） 株式会社ファルコバイオシステムズ常務取締役臨床営業本部長（現任）	4,000株
	取締役候補者とした理由	郷田哲夫氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、臨床営業部門を統括し、令和元年６月から当社取締役臨床事業室副室長、令和３年６月からは株式会社ファルコバイオシステムズ常務取締役臨床営業本部長として、臨床検査事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	福井 崇史 (昭和40年10月12日生)	平成14年11月　株式会社ファルコバイオシステムズ（現当社）入社 平成31年４月　株式会社ファルコバイオシステムズ バイオメディカル部検査グループ長（副部長） 令和２年４月　株式会社ファルコバイオシステムズ バイオメディカル事業部 部長 令和３年６月　当社取締役臨床事業室副室長（現任） 株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役バイオメディカル事業部長（現任）	2,500株
	取締役候補者とした理由	福井崇史氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、遺伝子ビジネスに従事し、令和３年６月からは当社取締役臨床事業室副室長、株式会社ファルコバイオシステムズ取締役バイオメディカル事業部長として、遺伝子ビジネスの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	村上恭子 (昭和38年１月16日生)	平成７年10月　チューリップ調剤株式会社入社 平成16年３月　チューリップ調剤株式会社執行役員 第二業務部部長 平成27年６月　チューリップ調剤株式会社取締役 企画推進部長 平成29年６月　チューリップ調剤株式会社常務取締役 企画推進部長（兼）管理部長 株式会社ファルコファーマシーズ 取締役 平成29年７月　当社執行役員ファーマ事業室副室長 平成30年６月　チューリップ調剤株式会社常務取締役 薬局事業本部長（兼）薬局統括部長 令和３年６月　当社取締役ファーマ事業室長（現任） 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役社長（現任）	3,400株
	取締役候補者とした理由	村上恭子氏は、チューリップ調剤株式会社入社以来、主に調剤薬局の本部及び企画部門において、薬局チェーンの運営にリーダーシップを発揮してまいりました。令和３年６月からは当社取締役ファーマ事業室長、株式会社ファルコファーマシーズ代表取締役社長として、調剤薬局事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	永島　恵津子 (昭和29年８月23日生)	昭和53年10月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和55年７月　公認会計士附柴会計事務所入所 昭和57年８月　公認会計士登録 昭和63年６月　公認会計士永島会計事務所開設、代表（現任） 平成20年４月　監査法人ベリタス代表社員 平成27年６月　ブルドックソース株式会社社外監査役 平成28年６月　ブルドックソース株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 令和元年６月　住友ベークライト株式会社社外監査役 令和２年６月　当社社外監査役 令和３年６月　当社社外取締役（現任） 住友ベークライト株式会社社外取締役（現任）	1,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	永島恵津子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、令和２年６月から当社社外監査役、令和３年６月からは当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の社外取締役の経験も有しており、その豊富な経験、専門知識及び高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について関与、監督いただくことを期待しております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	内藤欣也 (昭和30年11月24日生)	昭和61年４月　弁護士登録（大阪弁護士会入会） 鎌倉法律事務所入所 平成２年４月　小寺・内藤法律事務所開設 平成11年３月　内藤法律事務所開設 平成16年２月　みずほパートナーズ法律事務所開設 平成24年４月　大阪弁護士会副会長 平成26年４月　国立大学法人大阪大学非常勤監事 平成28年６月　当社社外取締役（現任） 上新電機株式会社社外監査役 平成29年３月　大阪市開発審査会委員 平成29年４月　内藤法律事務所開設、代表（現任） 平成29年６月　上新電機株式会社社外取締役（現任） 平成31年４月　大阪府人事監察委員会委員 令和２年１月　大阪市開発審査会会長	2,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	内藤欣也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、平成28年６月から当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の社外取締役の経験も有しており、その豊富な経験、専門知識及び高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 同氏が選任された場合は、引き続き上記の知見を活かして、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について関与、監督いただくことを期待しております。	

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．永島惠津子氏、内藤欣也氏は、社外取締役候補者であります。
３．永島惠津子氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。また、永島惠津子氏には社外監査役としての在任期間が１年間あります。内藤欣也氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。

4．当社は、永島惠津子氏及び内藤欣也氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である５百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、永島惠津子氏及び内藤欣也氏が取締役に再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって塡補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が取締役に再任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6．当社は、永島惠津子氏及び内藤欣也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。永島惠津子氏及び内藤欣也氏が社外取締役に再任された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

（ご参考）

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりです。

	経営経験	マーケティング	医療業界に対する理解	ICTに対する理解	財務・会計	法務・ガバナンス・リスクマネジメント
安田忠史	●	●	●	●	●	●
松原宣正	●	●	●	●		●
河田與一	●		●			
大西規和	●		●	●	●	●
郷田哲夫	●	●	●	●		
福井崇史	●		●			
村上恭子	●		●			
永島恵津子					●	
内藤欣也						●
江口宏志	●		●			●
勝山武彦					●	
高坂佳郁子						●

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

会　　場　　京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都　６階　会議室Ｃ

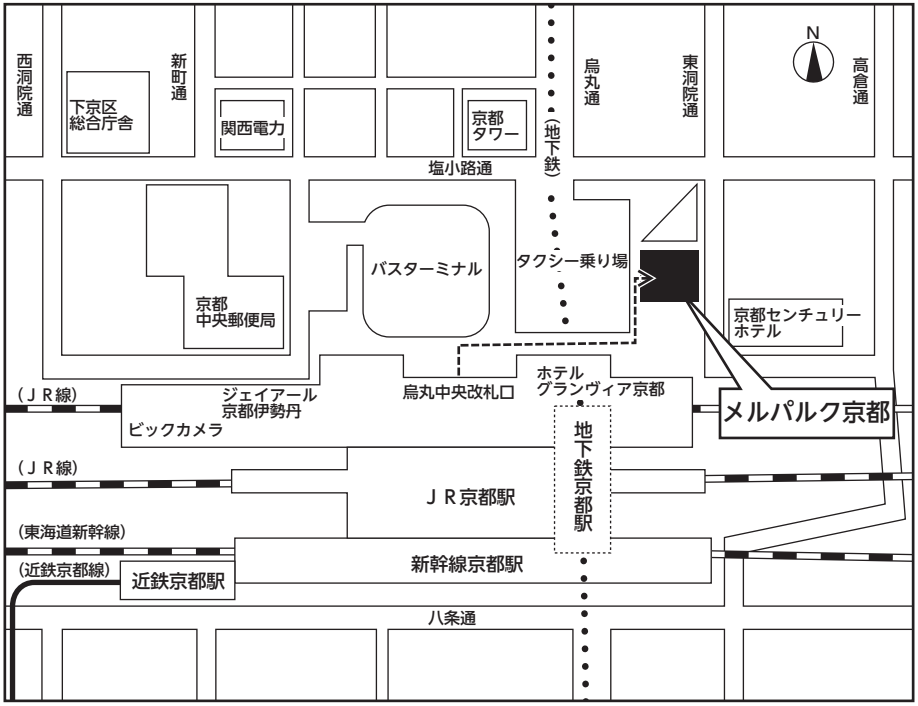

（交通のご案内）　・ＪＲ京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩３分
・地下（ＪＲ京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央１改札口）より、「出口５」をご利用ください。
・近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、ＪＲ京都駅烏丸中央改札口方向へお進みください。

（お　願　い）　・駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。